

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務にかかる判定料金

(税込)

建物種別	申請種別	面積区分(㎡) (計算対象床面積)	標準計算	仕様基準等※1
一戸建ての住宅	建物全体	100㎡未満	36,300	22,000
		100㎡以上 ~ 200㎡未満	40,700	26,400
		200㎡以上 ~ 500㎡未満	42,900	27,500
		500㎡以上	見積もり	見積もり
兼用住宅※2	住戸部分		一戸建て住宅に準じる	
	非住宅部分		非住宅建築物に準じる	
	建物全体		一戸建て住宅+非住宅建築物	
共同住宅等	住戸部分	1戸以上 ~ 10戸未満	基本料金60,500+1住戸あたり5,500× 対象住戸数	基本料金44,000+1住戸あたり1,100× 対象住戸数
		10戸以上 ~	基本料金92,400+1住戸あたり2,200× 対象住戸数	
	共用部分		非住宅建築物に準じる※3	
複合建築物	住戸部分		共同住宅等住戸部分に準じる※4	
	共用部分		非住宅建築物に準じる※3	
	非住宅部分		非住宅建築物に準じる	
	建物全体		共同住宅等住戸部分+非住宅建築物	

建物種別	申請種別	面積区分(㎡) (計算対象床面積)	標準入力法等※5	モデル建物法※6	
非住宅建築物	用途区分【1種】	100㎡未満	123,200	57,200	
		100㎡以上 ~ 200㎡未満	158,400	72,600	
		200㎡以上 ~ 300㎡未満	204,600	92,400	
		300㎡以上 ~ 500㎡未満	266,200	121,000	
		500㎡以上 ~ 1,000㎡未満	338,800	154,000	
		1,000㎡以上 ~ 2,000㎡未満	411,400	187,000	
		2,000㎡以上 ~ 5,000㎡未満	525,800	237,600	
		5,000㎡以上 ~ 10,000㎡未満	673,200	303,600	
		10,000㎡以上 ~ 20,000㎡未満	862,400	389,400	
		20,000㎡以上 ~ 40,000㎡未満	1,104,400	497,200	
		40,000㎡以上	見積もり	見積もり	
		用途区分【2種】	100㎡未満	88,000	39,600
			100㎡以上 ~ 200㎡未満	112,200	50,600
	200㎡以上 ~ 300㎡未満		145,200	66,000	
	300㎡以上 ~ 500㎡未満		187,000	85,800	
	500㎡以上 ~ 1,000㎡未満		237,600	107,800	
	1,000㎡以上 ~ 2,000㎡未満		288,200	129,800	
	2,000㎡以上 ~ 5,000㎡未満		369,600	167,200	
	5,000㎡以上 ~ 10,000㎡未満		473,000	213,400	
	10,000㎡以上 ~ 20,000㎡未満		605,000	272,800	
	20,000㎡以上 ~ 40,000㎡未満		774,400	349,800	
	40,000㎡以上		見積もり	見積もり	
	用途区分【3種】		100㎡未満	57,200	28,600
			100㎡以上 ~ 200㎡未満	72,600	33,000
		200㎡以上 ~ 300㎡未満	92,400	41,800	
		300㎡以上 ~ 500㎡未満	121,000	55,000	
		500㎡以上 ~ 1,000㎡未満	154,000	70,400	
		1,000㎡以上 ~ 2,000㎡未満	187,000	85,800	
		2,000㎡以上 ~ 5,000㎡未満	237,600	107,800	
		5,000㎡以上 ~ 10,000㎡未満	303,600	138,600	
	10,000㎡以上 ~ 20,000㎡未満	389,400	176,000		
	20,000㎡以上 ~ 40,000㎡未満	497,200	224,400		
	40,000㎡以上	見積もり	見積もり		

※1 仕様基準等には「誘導仕様基準」、「たすき掛けルート(外皮:仕様基準 一次エネ:性能基準、外皮:性能基準 一次エネ:仕様基準)」も含まれます。

※2 基準省令第1条第1項第3号口の基準による場合は、「一戸建ての住宅」と同額とします。

※3 共用部分の料金用途区分は「用途区分【3種】」とします。

※4 住戸数が1である場合は「一戸建ての住宅」に準じるものとします。

※5 標準入力法には「主要室入力法」も含まれます。

※6 モデル建物法には「モデル建物法(小規模版)」も含まれます。

※ 非住宅建築物で複数の建物用途の場合は、用途区分の【1種】、【2種】、【3種】それぞれの計算対象床面積の合計を比較し、最も大きい計算対象床面積(同一面積の場合は、【1種】、【2種】、【3種】の順)の用途区分とします。この場合、計算対象床面積区分は、その比較した全ての用途区分の合計床面積とします。

※ 適合判定通知書、軽微変更該当証明書等の交付において、紙面での発行を行う場合の加算手数料は、申請1件につき2,200円(税込)とします。

※ 適合判定通知書等を再交付する場合の料金は、一通につき、1,100円(税込)とします。

※ 共同住宅等において、一つの建築物で性能基準と仕様基準等が混在する場合は、基本料金は標準料金の金額とし、住戸ごとの手数料はそれぞれの計算方法に準じた金額とします。

※ 建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法で計算を行う際にその対象となる室がない場合は上表によらず一律22,000円(税込)となります。

1. 評価料金を増減額するための要件

(1) 軽微変更該当証明申請の場合は、上記判定料金の1/2の金額とします。

(2) 建築基準法の用途、評価方法、規模等の変更であって、料金区分が変わるなど「計画の根本的な変更」は上表の新規判定料金とします。

なお、当センター以外(他の機関等)で判定等を行っている場合の軽微変更該当証明申請も再申請(新規判定料金)とします。

(3) 下記の物との併願申請であって、かつ、審査項目及び計算結果が同一である場合は、主たる申請となるものを除き、11,000円(税込)とします。

1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条の2、第30条の申請

2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律に係る設計住宅性能評価の申請

(建築物省エネ法施行規則第3条第4項の規定により設計住宅性能評価等の申請をする場合(コース2)を含みます。)

3) 適合証明業務(フラット35)の申請

4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る長期使用構造等確認の申請

5) 都市の低炭素化の促進に関する法律に係る低炭素建築物新築等計画の申請

2. 評価料金の収納方法

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程及び同約款を参照ください。